退職手当引下げ改悪　最高支給月数（経験年数35年以上の定年退職）

退職手当法本則　　57月分

※　退職手当の支給月数は、本則の支給月数に附則の調整率を乗じて決められます。

※以下が8月7日に閣議決定された改悪内容とスケジュール

改悪実施時期	現行	2013/1/1～	2013/10/1～	2014/7/1～
附則の調整率	104/100	98/100	92/100	87/100
最高支給月数	59.28月分	55.86月分	52.44月分	49.59月分

【具体例の試算】

教育職３表	26,737,606	25,267,224	23,796,843	22,571,526
削減額	－	△ 1,470,382	△ 1,470,381	△ 1,225,317
教育職２表	27,440,429	25,929,501	24,418,572	23,159,465
削減額	－	△ 1,510,928	△ 1,510,929	△ 1,259,107

※　試算では、教育職３表で413,400円、教育職２表で424,800円の給料月額と、月額20,850円の調整額60ヵ月分で計算しています。
　都道府県によって、給料表に足伸ばしがあったり、調整額が異なりますので、ご留意ください。